

加曽利貝塚PR大使かそりーぬイラストデザインの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加曽利貝塚PR大使かそりーぬ（以下「かそりーぬ」という。）のイラストデザインの利用に関し必要な事項を定め、これによって、市及び加曽利貝塚のPRに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 イラストデザインを利用できるかそりーぬは次のとおりとする。

- (1) 名称は、「加曽利貝塚PR大使かそりーぬ」とする。
- (2) イラストデザインは、市が定めた基本デザイン及び別に定めるその展開デザインとする。

(イラストデザイン及び写真等の利用に関する権利)

第3条 イラストデザインに関する一切の権利は、市に属する。

- 2 写真等の利用については、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許諾しない。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第4条 かそりーぬのイラストデザインを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「加曽利貝塚PR大使かそりーぬイラストデザイン利用申請書」（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

(利用承認の基準)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を適当と認めるときは、利用を承認する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。
- (5) 市及び加曽利貝塚ならびにかそりーぬの品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、教育長が不適當と認めるとき。

(利用の期間)

第6条 利用承認の期間は、原則1年を超えることができないものとする。

(利用承認をした場合の処理等)

第7条 教育長は、第4条の規定による申請に基づき、利用承認をしたときは「加曽利貝塚PR大使かそりーぬイラストデザイン利用承認通知書」により、利用を承認しない場合、「加曽利貝塚PR大使かそりーぬイラストデザイン利用不承認通知書」により、申請者に通知するものとする。

2 教育長は、イラストデザインの利用の承認に際し、必要な条件を付することができる。
(期間の延長)

第8条 申請者は、利用承認の期間終了後、利用目的及び利用方法を変えずに、期間を延長してデザインを利用したい場合は、次の各号に掲げる事項を記載した企画書を提出し、期間の延長を届け出るものとする。

- (1) レイアウト
- (2) デザイン
- (3) 使用方法等
- (4) 利用期間
- (5) 利用する数(成果物の数)
- (6) 担当者の氏名、連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要事項

2 前項における期間の延長の届出があった場合の利用期間は、従前の期間が終了する日の翌日から起算して、1年を超えることができないものとする。

(利用料)

第9条 利用料は、無料とする。

(承認事項の変更)

第10条 第7条第1項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、承認を受けた事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

(承認の取消し)

第11条 教育長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 市長の許可を得ず、デザインの形状及び色を変更して利用したとき。
- (2) 承認を受けた用途以外に利用したとき。
- (3) 本要綱に記載する事項に違反したとき。
- (4) その他、教育長が不相当と認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により承認を取り消したときは、「加曽利貝塚PR大使かそりーぬイラストデザイン利用承認取消通知書」(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による措置によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第12条 かそりーぬのイラストデザインの利用に関し、事故又は苦情が生じたときは、利用者の責務において、必要な措置を講じることとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、かそりーぬのイラストデザインの利用に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱に基づくかそりーぬのイラストデザインの利用の承認は、利用を希望する物品又はサービスが平成28年11月1日以降に提供されるものについて適用する。

(経過措置)

3 適用日以前に利用の承認を行った物品又はサービスについては、第6条第1項の規定により、この要綱の施行日に市長の承認を受けたものとみなす。

4 前項の規定により承認を受けた物品又はサービスの利用の期間は、第7条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

加曽利貝塚PR大使かそりーぬイラストデザイン利用申請書

(あて先) 千葉市教育委員会教育長

申請者 住 所
団体名
氏名 (代表者) (※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

このことについて、下記のとおり申請します。

なお、利用承認の際は「加曽利貝塚PR大使かそりーぬイラストデザインの利用に関する要綱」を遵守します。

利 用 目 的	
利 用 方 法 (製 作 方 法)	
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 す る 数 (成 果 物 の 数)	
担 当 者	氏 名
	電話番号(FAX)
	FAX 番号

※販売目的の場合、以下について記載。

商 品 の 名 称	
販売小売予定価格 (税込)	円
販 売 場 所	1 千葉市内 2 市内及び市外 3 その他 ()

<添付書類>

企画書 (レイアウト、デザイン、使用方法等がわかるもの)

様式第2号

年 月 日

加曾利貝塚PR大使かそりーぬイラストデザイン利用承認通知書

様

千葉市教育委員会教育長



年 月 日付で申請のありました件について、次のとおり承認します。

利 用 目 的	
利 用 方 法 (製 作 方 法)	
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 す る 数 (製 作 す る 数)	
利 用 承 認 の 条 件	

※利用期間の終了後、利用目的及び利用方法を変えずに、利用期間を延長したい場合は、企画書を提出してください。

様式第3号

年 月 日

加曾利貝塚PR大使かそりーぬイラストデザイン利用不承認通知書

様

千葉市教育委員会教育長



年 月 日付で申請のありました件について、次の理由により不承認とします。

理由

様式第4号

年 月 日

加曾利貝塚PR大使かそりーぬイラストデザイン利用承認取消通知書

様

千葉市教育委員会教育長



年 月 日付で承認しました「加曾利貝塚PR大使かそりーぬイラストデザイン」の利用について、次の理由により承認を取り消します。

理由